

甲第14号証

東京局-3-279 令和3年9月6日

大宇宙ジャパン株式会社 代表取締役 中山 国慶 殿



あっせん開始通知書

申請人孫 樹斌から令和3年9月3日申請のあったあなたとの間の紛争のあっせんにつ いて、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、東京労 働局長の委任を受けて、下記のとおり開始することとしたので、個別労働關係紛争の解決 の促進に関する法律施行規則第6条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1 事件番号

東京局-3-279

2 あっせん委員

平岡卓朗 岩崎晃

師子角允彬

3 あっせん申請の概要 別添申請書(写)のとおり

4 留意事項

- (1) 紛争調整委員会によるあっせんとは、当委員会のあっせん委員が紛争当事者の間に 入り、当事者間の話合いにより簡易かつ迅速な紛争の解決を促進するものです。
- (2) あっせんは、非公開で行われ、あっせん委員が当事者双方から主張を伺いながら、 当事者双方の合意の形成による解決を図るものであり、一方の当事者の意に反した内 容への合意を強制されることはありません。
- (3) あっせんの手続への参加は任意であり、手続に参加する意思がない旨が表明された 場合には、あっせんの手続を打ち切ることとなります。不参加の場合に、不利益な取 扱いがなされるものではありません。
- (4) あっせんに参加するか否かについて、令和3年9月17日までに当委員会あて通知 してください。参加する場合、あっせんの期日等具体的な手続について、追って通知 します。
- ※ 本制度についてのお問合せ、あっせんの参加・不参加についての通知は、東京労働局雇用環 境・均等部指導課 東京紛争調整委員会事務局(面3512-1676新山文雄、3512-1609小笠原庄 司)までお願いします。

			あっせん申請書
紛争当事者	労働者	民名	ソン ジュヒン 孫 樹斌
		住所	〒136-0073 東京都江東区北砂 5 丁目 20 番 10-609
	事業主	氏名文品名称	大宇宙ジャパン株式会社 代表取締役 中山国慶
		住所	〒141-0031 東京都品川区西五反田 2-28-5 電話 03 (6893) 1700
		※上記労働者 に係る事業 場の名称及 び所在地	T 電話 ()
- 4	あっせんを求める 事項及びその理由 紛争の経過 その他参考 となる事項		2021年6月1日に無期雇用正社員として入社し、AM2部部長の指示を受けてYHプロジェクトの受入検証の職にあり。 6月14日 AM2部長にYH品質悪いを報告し、26月24日 AM本部長にYH品質悪いを報告し、6月29日 AM本部長にYH違法の件を報告しました。7月29日 AM本部長にYH違法の件を報告しました。7月29日 AM本部長から8月31日付けの解雇すると通告を受けた。8月6日管理部部長(取締役)と副部長にYH違法の証拠を転送した。 8月3日管理部部長、8月6日管理部副部長、8月24日管理部部長と副部長、三回解雇通知書と理由証明書を請求した。不正行為を内部告発したことで報復的に懲戒解雇した。会社側の主張はいずれも事実とは異なるものである。さらに私の社会信用と名誉を損害する。したがって、就職規則による解雇事由には該当せず、解雇は無効である、解雇されて以降支払われていない賃金(2021年9月より)の支払いを請求したい。 2021年8月以降も、メールや面談にて解雇が無効である旨を主張
			しているが、相手方からは具体的な立証や説明のないままに、度 重なる就業規則違反があったとする主張は説得力を欠いており、 解雇が有効であるとの一点張りで、紛争の解決には至らなかった。 状況が変わらない中、解雇の無効と復職を要求するため、あっせ んを申し立てることにした。
West States			訴訟を提起しておらず、また、会社には労働組合はない、他の救済機関も利用していない。 弁護士に相談しており、あっせんが合意に至らない場合には、訴訟などの法的手段を行うことも検討している。

2021年 9 月 3 日 申請人 氏名又は名称 孫 桂 斌

労働局長 殿